

仕 様 書

1 件名

平成30年度 職員の健康診断（複数単価契約）

2 契約期間

契約締結日から平成31年3月29日まで

3 履行場所

受託者が指定する医療機関又は検診施設

4 履行内容

- (1) 健康診断の概要及び基準（別紙1）に基づき、各種健康診断を実施する。健康診断受診予定者数については、別紙2のとおりとする。
- (2) 検査結果判明後、速やかに各種健康診断結果報告及び第二次健康診断通知を本人及び下記担当者に送付する。ただし、担当者へは全対象者受診後、診断結果一覧データもあわせて納品すること。
- (3) 健康診断結果に基づき、労働安全衛生規則第52条様式第6号を作成のうえ、公社に納品する。

5 支払方法

全健康診断完了後、適法な請求書を受理した日から起算して30日以内に、口座振込により契約金額を支払う。

6 その他

- (1) 別紙2における受診予定者が、契約期間内に受診可能な規模を有すること。
- (2) 履行場所は秋葉原駅から公共交通機関による移動時間を含み、30分程度にあること。
- (3) 公社より提出する過去の健康診断結果のデータが移行可能であること。
- (4) 受診予定者名簿はあらかじめ公社より提出する。

- (5) 当初受診予定日は公社にてとりまとめ、データを提出する。
- (6) 受診予定日の変更は、医療機関と受診者本人が直接行う。
- (7) 問診票及び検査器材の納品がある場合には、職員1名ごとに袋詰めの上、受診者が所属する事業所宛に送付する。
- (8) 診断結果報告書の本人控えは、各所属の事業所宛に送付する。
- (9) 診断結果報告書の事業所控えは、下記担当者に送付する。
- (10) 職員のプライバシーに細心の注意を払い、個人情報の保護に努めること。
- (11) 関係法令・規則等に遵守して、業務を遂行すること。

その他、本仕様書に定めのない事項については、下記担当者との協議の上、その指示に従うこと。

7 契約情報

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が250万円以上の契約案件を以下のとおり公表する。

(1) 公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

(2) 公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年1回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表する。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後14日以内に、文書にて同意しない旨申し出ることができる。

8 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙3に定めるところによる。

9 担当

公益財団法人東京都中小企業振興公社

企画管理部 総務課 庶務係 小室 (TEL 03-3251-7886)